

2023年7月4日 全4頁

ISSBの基準（IFRS S1、IFRS S2）が確定

国際的なサステナビリティ情報の開示基準

金融調査部 研究員 藤野大輝

[要約]

- 2023年6月26日、ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）は「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項（IFRS S1）」、「気候関連開示（IFRS S2）」を最終化した。
- IFRS S1は、企業に対して、投資家の投資判断などに役立つ、サステナビリティ関連のリスクと機会に関する情報の開示を求めている。一方、IFRS S2は、気候関連のリスクと機会に関する情報の開示にフォーカスした、テーマ別の基準である。
- わが国では、SSBJ（サステナビリティ基準委員会）がIFRS S1、IFRS S2を踏まえ、日本版のサステナビリティ情報開示基準（日本版S1基準、日本版S2基準）の策定を進めている。日本版の基準は2024年度中に確定基準が公表され、その後開始する事業年度（例えば3月決算企業については2026年3月期の有価証券報告書）から早期適用が可能となる予定である。

1. ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）が最初の開示基準を公表

2023年6月26日、ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）は以下の二つの基準を最終化した。ISSBは国際的なベースラインとなるサステナビリティ情報開示基準を策定する機関であり、今回のIFRS S1、IFRS S2はその最初の基準となる。

- サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項（IFRS S1）
- 気候関連開示（IFRS S2）

本稿では、IFRS S1、IFRS S2の主なポイントを紹介する。それぞれの**詳細な内容については、後日公表するレポートを参照**されたい。

2. IFRS S1、IFRS S2のポイント

IFRS S1は、企業に対して、投資家の投資判断などに役立つ、サステナビリティ関連のリスクと機会に関する情報の開示を求めている。サステナビリティ全般に関する開示事項のほか、開示の場所やタイミングなど、ISSBの基準に沿ってサステナビリティ情報の開示を行う際の要件を定めている（図表1）。

図表1 IFRS S1における基本的な考え方や開示の要件

適用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業の見通しに影響を与えることが合理的に予想できないサステナビリティ関連のリスクと機会は、適用範囲外である ➢ 企業の財務諸表がIFRSなどに沿って作成されているか否かにかかわらず、ISSBの基準を適用することができる
重要性	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に予想されるサステナビリティ関連のリスクと機会に関する重要な情報を開示しなければならない ➢ 情報を省略、誤記、不明瞭化したときに、一般目的財務報告の主な利用者（投資者、融資者、その他の債権者）の決定に影響を与えると合理的に予想される場合、その情報は重要である
連結	<ul style="list-style-type: none"> ➢ サステナビリティ情報の開示は、関連する財務諸表と同じ報告主体を対象とする ➢ 連結財務諸表を提出している企業は、連結子会社も含めてサステナビリティ情報を開示する
コネクティビティ	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ①サステナビリティ関連のリスクと機会の間、②ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標に関する開示の間、③サステナビリティ情報と財務情報の間、などの関連性が理解できるような方法で情報を開示する
他の基準との関係	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ISSBの基準に加えて、SASBスタンダードの開示トピックの適用可能性を参照し、検討しなければならない ➢ その他の基準（GDSBフレームワークなど）を参照し、検討することができる
開示場所	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 一般目的財務報告の一部として、ISSBの基準で求められる開示を行う ➢ 他の報告書との相互参照によって開示を行うこともできる
開示のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> ➢ サステナビリティ情報の開示は関連する財務諸表の開示と同時に行う
比較情報	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 開示された全ての金額の情報について、前期に関する比較情報を開示する
測定の不確実性	<ul style="list-style-type: none"> ➢ サステナビリティ情報として開示される金額の測定の不確実性に関する情報を開示しなければならない

（注）上記は主なポイントを示したものであり、IFRS S1の内容を網羅したものではない。例えば、サステナビリティ情報の質的特性なども定められている。

（出所）ISSB“IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information”より大和総研作成

IFRS S2は、気候関連のリスクと機会に関する情報の開示にフォーカスした、テーマ別の基準である。主に気候関連の開示事項を定めたものである。IFRS S1、IFRS S2で開示が求められている項目の概要は図表2の通りである。なお、開示項目に従う上で、例えばリスクと機会の特定やバリューチェーン範囲の検討の際には、過度なコストや労力をかけずに入手可能な情報を用いての特定、検討が認められている。

図表 2 IFRS S1、IFRS S2 が求める開示事項の概要

	IFRS S1 全般的な要求事項	IFRS S2 気候関連開示
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ガバナンス機関（もしくは個人）に関する情報 ➢ サステナビリティ（気候）関連のリスクと機会を監視、管理、監督するためのガバナンスプロセスなどにおける経営陣の役割 	
戦略	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業の見通しに影響を与えると合理的に予想されるサステナビリティ（気候）関連のリスクと機会 ➢ サステナビリティ（気候）関連のリスクと機会が企業のビジネスモデルとバリューチェーンに及ぼす現在の影響または予想される影響 ➢ サステナビリティ（気候）関連のリスクと機会が企業の戦略と意思決定に及ぼす影響への対応 ➢ サステナビリティ（気候）関連のリスクと機会が企業の財政状態、財務業績、キャッシュ・フローに及ぼす現在の影響または予想される影響 ➢ サステナビリティ（気候）関連のリスクについての企業の戦略とビジネスモデルのレジリエンス 	
	—	<ul style="list-style-type: none"> ➢ シナリオ分析に関する情報
リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> ➢ サステナビリティ（気候）関連のリスクを特定、評価、優先順位付け、監視するためのプロセスや方針 ➢ サステナビリティ（気候）関連の機会を特定、評価、優先順位付け、監視するためのプロセス ➢ サステナビリティ（気候）関連のリスクと機会を特定、評価、優先順位付け、監視するプロセスが、企業全体のリスク管理プロセスに組み込まれている程度や方法など 	
指標と目標	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ISSB の基準によって求められる指標 ➢ サステナビリティ関連のリスクと機会や目標の進捗などを測定、監視するための指標 ➢ 企業が戦略に関して設定した目標や、法律などで達成が求められている目標に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 業種にかかわらず横断的な指標（スコープ 1、2、3 の温室効果ガス（GHG）排出量、内部炭素価格、役員報酬など） ➢ 業種ベースの指標 ➢ 気候関連の、企業が戦略に関して設定した目標や、法律などで達成が求められている目標に関する情報（GHG 排出量に関する目標を含む） ➢ 目標に関する第三者による検証の有無など ➢ GHG 排出量に関する目標の説明（目標の対象となるスコープなど）

（注）上記は主なポイントを示したものであり、IFRS S1、IFRS S2 の内容を網羅したものではない。各開示項目について、より詳細な開示が求められている場合や、IFRS S2 では気候に関する追加の情報の開示が求められている場合もある。

（出所）ISSB “IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information”、“IFRS S2 Climate-related Disclosures” より大和総研作成

なお、IFRS S1、IFRS S2 で求められる開示については、経過措置も設けられている。例として、サステナビリティ情報の開示は財務諸表の開示と同時に行わなければならないが、適用初年度は中間報告書の提出タイミングなど、財務諸表から遅れての開示が認められる。また、前年度との比較情報についても初年度は開示の必要はない。さらに、IFRS S2 に関して、スコープ 3 の GHG 排出量について初年度は開示する必要はないとされている。

3. 今後の日本企業への影響

IFRS S1、IFRS S2は、わが国の企業に適用されるのだろうか。基本的に、法定開示書面への基準の適用は、各国当局の対応（法令の改正など）次第である。わが国の場合、2022年7月にSSBJ（サステナビリティ基準委員会）が設立され、IFRS S1、IFRS S2を踏まえ、日本版のサステナビリティ情報開示基準（日本版S1基準、日本版S2基準）の策定が進められている。この日本版の基準で求められる開示を将来的には金融商品取引法に基づく有価証券報告書に取り込んでいくことが想定されている。日本版の基準は2024年度中に確定基準が公表され、その後開始する事業年度から早期適用が可能となる予定である。例えば3月決算企業については2026年3月期の有価証券報告書から早期適用ができると想定される。まとめると、今回のISSBのIFRS S1、IFRS S2は、これを踏襲した日本版の基準が2026年以降にまずは早期適用から始まると考えられる。早期適用や、将来的な強制適用の可能性も考え、ISSBの基準、日本版の基準を注視していくことが重要だろう。なお、サステナビリティ情報の保証については、ISSBとは別に、IAASB（国際監査・保証基準審議会）が保証に関する基準の草案を市中協議に向けて承認したと、2023年6月28日に公表している（市中協議は2023年8月～12月の予定）。わが国においても、こうした国際的な動向を踏まえ、保証に関する議論も進められていくと考えられる。